別記様式第１号

財 産 管 理 台 帳会社名（個人経営の場合は氏名）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施年度 | 令和 年度 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取得財産の内容 | | | 負担区分 | | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | 備考 |
| 財産名 | 取得年  月日 | 取得  金額 | 助成金 | 事業  主体 | 耐用  年数 | 処分制限  年月日 | 承認  月日 | 処分の  内容 |  |
|  |  | 円 | 円 | 円 |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別記様式第２号

グループ構成員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 住　　所 | 押印 |
| （代表者） |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

上記の者をグループ構成員とし、以下に該当する場合、グループ構成員は同構成員についての交付金返還債務に対して、連帯保証する。

ア　相互扶助漁獲支援事業に関する取組において漁業関係法令に違反する行為により刑に処されたこと又は行政処分（漁業法（昭和24年法律第267号）第28条の規定による処分を除く。）を受けたことが判明した場合

イ　国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和４年４月１日付け３水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）若しくは相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成31年４月１日付け30水管第2969号水産庁長官通知）に基づく処分又は指示に違反した場合

ウ　再編整備に関して、不正、事務手続の遅延、その他不当な行為をした場合

エ　対象漁業者等又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関に通報された場合又は地域漁業管理機関が作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載された場合